

轟病院訪問看護ステーション（介護予防訪問看護）運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人公仁会（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護（以下「訪問看護」という）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 訪問看護においては、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身機能の回復を図り、利用者の生活機能の維持及び向上を図るものとする。

- 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 事業所は、利用者の病状、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 事業所は、主治医、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 訪問看護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

（事業所の所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 名称 医療法人公仁会 轟訪問看護ステーション
- 所在地 須坂市大字須坂 1239

（職員の職種、員数および職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理及び看護師等の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護の実施に関し、看護師等に対し遵守すべき事項についての指示命令を行う。

(2) 看護職員 常勤換算2.5名以上

看護師は、主治医の指示による訪問看護計画に基づき訪問看護の提供にあたる。

(3) 作業療法士・理学療法士・言語聴覚士 適当数

作業療法士・理学療法士・言語聴覚士は、看護職員の代わりに看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日および12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分とする。

(4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 事業所で行う訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことの目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又は家族への説明

(2) 訪問看護計画書に基づく訪問看護

① 病状・障がいの観察

② 清拭・洗髪等による清潔の保持

③ 食事及び排泄等日常生活の世話

④ 褥瘡の予防・処置

⑤ リハビリテーション

⑥ 配薬・与薬

⑦ カテーテル・医療機器等の管理

⑧ 認知症患者の看護

⑨ 療養生活や介護方法の指導

⑩ ターミナルケア

⑪ その他医師の指示による医療処置

(3) 訪問看護報告書の作成

(利用料等)

第7条 訪問看護を提供した場合の利用料は別紙料金表に定める。

2 医療保険による訪問看護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める診療報酬の告示上の額とし、利用者の健康保険証に記載された負担割合に基づく額とする。

介護保険による訪問看護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担額を乗じた額とする。

3 上記第一項及び第二項以外に係る料金は事業所が別途定める。

4 医療保険による訪問看護及び介護保険による、次条の通常の実施地域を超えて行う訪問看護に要した交通費は、事業所が定める料金を徴収する。

5 訪問看護と連携して行われる死後の処置があった時は、事業所が定める料金及び、その他材料費等の実費を徴収する。

6 利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

7 訪問看護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、文書による同意を得るものとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、須坂市、高山村、小布施町、中野市、長野市一部地域（若穂、大豆島、柳原）とする。

但し、厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）を除く。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護師等は、訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、そ

の他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を行う。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。
- 3 事業所は、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 事業所は、訪問看護の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(苦情処理)

第 11 条 事業所は、訪問看護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した訪問看護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 12 条 事業所は、利用者又は家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族等の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族等の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。

- (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

- 第15条 事業所は、看護師等の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内
 - (2) 継続研修・学習会 年数回
- 2 看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 事業所は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、そのサービスが終了した日から最低5年間は保存するものとする。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人公仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、令和7年5月1日から施行する。

